

議案第23号

第2次養父市総合計画の変更について

第2次養父市総合計画を別紙のように変更しようとする。よって、養父市議会基本条例（平成22年養父市条例第19号）第10条第1項の規定により、議決を求める。

令和3年2月25日提出

養父市長 広瀬 栄

第2次養父市総合計画の変更について

現 行	変 更 案
<p>1 総合計画策定の背景と趣旨</p> <p>(略)</p> <div data-bbox="129 480 1102 746" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">総合計画の計画期間</p><p>本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。ただし、本計画に定めた成果指標については、毎年度検証を行い、おおむね3年ごとに見直しを行います。</p></div> <p>2～8 (略)</p>	<p>1 総合計画策定の背景と趣旨</p> <p>(略)</p> <div data-bbox="1146 480 2119 746" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p style="text-align: center;">総合計画の計画期間</p><p>本計画の計画期間は、平成23年度から令和3年度まで（新計画の策定について、議会の議決があった場合は、その日から新計画に移行）とします。ただし、本計画に定めた成果指標については、毎年度検証を行い、おおむね3年ごとに見直しを行います。</p></div> <p>2～8 (略)</p>